

在宅で療養している患者さんと  
ご自宅で介護している方のため



# いざという時の 一時入院先があります。

ご家族の介護の  
ひとやすみ

岐阜県医師会では、住み慣れた自宅で、安心して療養生活を続けられるよう、  
**「在宅療養あんしん病床確保事業」**  
を実施しています。

まずは、**かかりつけ医**にご相談ください。

在宅で療養している方が、体調を崩す等で自宅での対応が  
困難となったとき、必要に応じて入院ができる制度です。



こんな時にも  
利用できるのね

こんな時にご利用ください

## 患者さんの治療のため

- 病状憎悪
- リハビリテーション機能評価
- 医療機器の交換・調整  
(胃ろうペグの交換)  
など



## 家族支援のため

- 介護者の急な病気・ケガ
- 介護疲れ
- 出張、冠婚葬祭  
など



利用するには まずはかかりつけ医、訪問看護ステーション、ケアマネジャーにご相談ください。

患者さんの病状や利用する目的によっ  
て、入院を受入できる病院も様々です。  
まずは、かかりつけ医に相談し、入院を  
希望する医療機関と連絡調整をして  
もらいましょう。

### 利用対象者

- (1) 在宅で療養中の65歳以上の者で訪問診療を受けている方
- (2) 40～64歳の要介護認定者
- (3) 介護保険によるショートステイの利用が困難な医療的ケアが必要な方(例えば、褥瘡処置、たん吸引、麻薬の管理、気管切開、胃瘻・腸瘻等経管栄養、静脈栄養、点滴、在宅酸素等を行っており、常時介護が必要な方。神経難病の方)
- (4) かかりつけ医が特に認める者

お問い合わせ先

岐阜県医師会事務局 在宅医療サポート窓口  
TEL:058-274-1111 FAX:058-271-1651